

令和 7 年 9 月 3 日
子 ど も ・ 若 者 部
教 育 委 員 会 事 務 局

新BOP学童クラブにおける虐待事案の発生について

1 主旨

令和7年8月21日午後12時30分頃、新BOP学童クラブにおいて、派遣会社から派遣されている職員による、利用児童に対する虐待行為があったことを確認した。本虐待事案の内容について報告する。

2 報告内容

(1) 把握した虐待行為

派遣職員が、昼食後にパーテーションを使って室内の空間を仕切り、その内側で清掃をしていたところ、被害児童（以下、「本児」という。）が清掃を行っているスペースに入ってきた。派遣職員は、本児の侵入を阻止しようとして大きな声を出して止めようとしたが、本児はパーテーションの下の際間から覗いて、からかうように派遣職員の名前を呼んだ。

それに対して、派遣職員は本児に向かってさらに行動を規制する声を発し、本児の顔に向かってパーテーション越しに右足を振った。その足が本児の顔に当たり、下唇と歯茎から出血した。速やかに、指導員（会計年度任用職員）が本児を口の中をすすぎに連れていき、改めて口腔内を確認した際、下唇、歯茎ともに出血は止まるものの、下唇に縦の裂傷を確認した。

※本件は、指導員の一人が近くで見ている状況下で発生したものであり、上記内容についてはその指導員から事務局長が聞き取りを行い、その内容を派遣職員本人に確認を行ったものである。

(2) 経過

8月21日（木）

- ・虐待行為が発生。
- ・事務局長が派遣職員に対して事実確認を行ったところ、「同じようなことが続いていたので、イライラしてしまった」と回答し、そこに児童の顔があることを認識しながらも右足を振ったことを認めた。その場で、派遣職員に対しては厳重注意を行った。
- ・本児のお迎え時に、事務局長から保護者に対して実際の発生場所において具体的な状況を説明し、謝罪した。
- ・本事案についての記録を作成し、児童館長へメールで報告。

8月23日（土）

- ・21日から22日まで児童館を不在にしていた児童館長がメールに気づき、児童課担当係長及び派遣事業の担当宛てにメールを転送する形で報告した。

8月25日（月）

- ・児童課にてメールを確認し、児童館長に派遣会社が状況を把握しているかどうかを確認。

8月26日（火）

- ・児童館長から派遣会社の担当者は詳細を把握していないと報告。児童課から派遣会社に連絡し、派遣職員が今後出勤しないよう要請。

8月27日（水）

- ・新BOPから派遣職員に連絡。出勤しないよう指示。
- ・改めて、児童課職員が新BOPにて児童館長・事務局長・指導員に対して、詳細の聞き取り調査を行う。その際に、本件の虐待が発生する以前に派遣職員による虐待に類するような行為がないことを確認した。
- ・本児のお迎え時に、児童館長、事務局長、児童課担当係長から保護者に対して、改めて児童課も交えて事実確認・検証を行い、新BOPの職員としてあるまじき行為であったことを謝罪し、ご理解をいただいた。

8月28日（木）

- ・派遣会社へ本件に関する認識と派遣職員の状況確認を行うとともに、今後のリスクマネジメントの強化についての申し入れを行った。

8月29日（金）

- ・児童課及び地域学校連携課による当該児童館長及び新BOP事務局長に対するヒアリングを行い、改めて本事案における問題点を確認したうえで、再発防止に向けた取り組みを確認した。
- ・児童館及び新BOPに対して本事案を共有したうえで、所属する全職員がそれぞれの職場に配備されている「世田谷区子ども虐待防止ハンドブック」を改めて確認し、いかなることがあっても子どもへの虐待は許されないこと等について再確認を行うよう指示した。

3 今後の対応について

- ・契約している派遣会社と世田谷区の間において、派遣時の研修の強化や派遣職員が就業中に虐待を含む不適切な行為を行った場合のリスクマネジメントについて再検討し、運用の徹底を図る。
- ・現在運用している緊急対応フローを、虐待等の事案が発生した場合にも確実に運用できるように検討を行い、改めて子ども・若者部児童課と教育委員会事務局地域学校連携課で周知徹底を図る。
- ・虐待通報義務に関する児童福祉法改正に伴う条例改正と合わせて、児童館や新BOPにおいて具体的にどういった行為が虐待と判断されるかについて整理を行い、各児童館及び新BOPに対して周知徹底を図る。また、虐待に関する通報受付や調査・指導方法等に関する仕組みの検討を行う。